

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）  
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成29年 4月21日

阿賀町地域公共交通活性化協議会 会長 波田野 正博

1 実施方法

このプロポーザルは、阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める「選考評価基準」によって評価する方式により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託内容

- (1) 委託名 阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託
- (2) 委託期間 本契約締結時から平成30年3月31日まで
- (3) 業務内容 阿賀町地域公共交通網形成計画策定に関する業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局管内で、国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。  
※同種の業務とは、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画、地域公共交通総合連携計画、公共交通基本計画とする。
- (2) 阿賀町建設コンサルタント等業務委託入札参加資格者名簿に掲載されていること。  
(業種名：都市計画及び地方計画)
- (3) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること。
- (4) 阿賀町からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (6) 役員等に次のア又はイのいずれかに該当するものがないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) この公告の日以降に、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

#### 4 プロポーザル参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、平成29年4月28日（金）午後5時【必着】までに、「プロポーザル参加表明書」（様式第1号）を阿賀町地域公共交通活性化協議会事務局（阿賀町総務課企画財政係内）に提出してください。提出方法は、持参のみとします。

#### 5 質問書の受付及び回答

プロポーザル参加表明書を提出した者は、平成29年5月2日（火）午後3時【必着】までに、別に定める「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託に関するプロポーザル実施要領」の内容について、「質問書」（様式第2号）により質問することができます。

質問に対しては、平成29年5月9日（火）午後5時までに、プロポーザル参加表明書を提出した全員に回答します。

#### 6 提案書の提出

提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 平成29年5月19日（金）午後5時【必着】

(2) 提出方法 10部を持参。

(3) 提出先 阿賀町地域公共交通活性化協議会事務局（阿賀町総務課企画財政係）

住所 〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113

(4) その他 「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託に関するプロポーザル実施要領」等を熟読のうえ、その内容を踏まえた提案書を作成してください。

#### 7 選考方法

阿賀町地域公共交通活性化協議会委員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当するものの中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

(1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。

(2) プレゼンテーションに参加していること。

(3) 見積金額が予算額内であること。

#### 8 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知します。

(2) 選考結果に対しての異議申し立ては、受け付けません。また、プロポーザル提案書の選考経過については、一切公開しません。

#### 9 その他留意事項

(1) 詳細は、「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託に関するプロポーザル実施要領」によります。

(2) 「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託に関するプロポーザル実施要領」は、阿賀町のホームページからダウンロードできるほか、阿賀町総務課企画財政係において交付します。

10 担当部署（問い合わせ先）

阿賀町地域公共交通活性化協議会事務局（阿賀町総務課企画財政係）

住所 〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113